

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 吉見町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	3	4	9,000	9	2,000	0	7,000
1	80	キシレン	6	1	303,500	2	7,600	0	295,900
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	3	219,200	4	1,200	0	218,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	4	10,700	8	2,600	0	8,100
1	300	トルエン	5	2	763,300	1	22,150	0	741,100
1	304	鉛	1	9	1,000	16	1,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	9	700	18	700	0	0
1	333	ヒドラジン	1	9	800	17	800	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	6	251,000	3	0	0	251,000
1	400	ベンゼン	2	6	47,000	6	0	0	47,000
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	9	3,800	11	3,800	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	9	6,000	10	6,000	0	0
3	6	塩素	1	9	110,000	5	110,000	0	0
3	21	硝酸	1	9	1,600	14	1,600	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	9	1,300	15	1,300	0	0
3	35	メタノール	1	9	3,400	12	3,400	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	9	2,400	13	2,400	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	6	40,000	7	40,000	0	0
		合計	—	—	1,774,700	—	206,550	0	1,568,100

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。